

事業部会運営規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会規約（以下「規約」という。）第 7 条第 1 項に規定する事業部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 部会の構成団体は別表のとおりとする。

2 部会長は、部会の構成団体から選出された者の互選により定める。

(部会の開催)

第 3 条 部会は、必要に応じて開催する。

2 部会の召集は、部会長が行う。

3 部会長が必要と認めるときは、部会の構成団体以外のものにも出席を求めることができる。

(地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限事業)

第 4 条 規約第 4 条第 1 項に規定する野良猫の繁殖制限は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 野良猫の繁殖制限を実施する区域（以下「繁殖制限対策区域」という。）は、次に掲げる区域のうちから、野良猫に関する苦情の状況、野良猫の生息状況及びその他の状況に配慮して選定し、及び順序付けを行う。この場合において、部会は地域猫活動が推進されるよう十分な配慮を行わなければならない。

- ① 地域猫活動団体又は地域の住民団体等から野良猫の繁殖制限に係る要望がある区域
- ② 構成団体又は協力者が野良猫の繁殖制限が必要と認める区域
- ③ その他、野良猫の繁殖制限が必要と考えられる区域

(2) 部会は、猫の生態や行動範囲を考慮し、繁殖制限対策区域を決定するとともに、区域ごとに地区別計画を策定し、作業班を編成する。

(3) 地区別計画を策定するにあたり、必要に応じ、事前調査を実施する。

(4) 繁殖制限事業の効果を検証するため、必要に応じ、事後調査を実施する。

2 地域猫活動団体に対する支援又は助言は、次に掲げる場合に実施する。

(1) 地域猫活動団体から野良猫の捕獲その他地域猫活動の推進に関する支援を求められた場合

(2) その他地域猫への給餌及びふん尿の処理、並びに地域とのコミュニケーションに関し、助言が必要と認められる場合

(野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導又は助言)

第 5 条 規約第 4 条第 2 項に規定する野良猫への給餌及び猫のふん尿の処理に関する指導又は助言は、次に掲げる場合に実施するものとする。

(1) 前条の繁殖制限事業を実施するにあたり、適切とはいえない給餌者を発見した場合

(2) 繁殖制限を実施した地区において、不妊去勢手術済みの野良猫の管理を行おうとする地域住民からの要請がある場合

(3) その他野良猫への給餌及びふん尿の処理に関し、指導又は助言が必要と認められる場合

(猫の譲渡の推進に関する事業)

第6条 規約第4条第3項に規定する猫の譲渡の推進に関する事業は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 猫の譲渡会であって以下に掲げる要件をみたすもの（保護猫カフェ等常時譲渡を行っているものを含む。）の情報を集約し、協議会のホームページを用いて情報発信する。なお、譲渡会の情報は、当該譲渡会の開催者より提供を受けたものとし、要件を満たさない又は不適切と認める場合は、情報発信を停止又は拒否するものとする。

- ① 動物愛護思想の高揚及び動物の適正管理の普及啓発を目的とし、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成28年12月条例第22号）の趣旨に賛同する団体又は個人が開催するものであること。
- ② 譲渡に供する猫の飼養管理を一時的に飼養保管する場所が確保されており、当該飼養保管場所及び譲渡会開催場所における猫の取扱いが、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）を遵守したものであり、また、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年環境省告示第47号）に準じて行っていること。
- ③ 譲渡時に当該猫の飼養管理に要した実費以上の費用負担を譲受け者に求める等、営利を目的とした譲渡を行っていないこと。
- ④ 譲渡会を開催する場所の利用について、所有者等の許諾を得ていること。
- ⑤ 譲受け希望者に対する審査を行い、適正に飼養できると判断した者に譲渡を行っていること。
- ⑥ 譲渡する猫は主として神戸市内で保護したものであること。
- ⑦ その他事業部会が定める要件

(2) 神戸市内において猫の譲渡会を開催することのできる場所及び日時等（以下「譲渡会場情報」という。）についての情報を集約し、構成団体又は譲渡会を開催しようとする者（譲渡会は第1号各号に掲げる要件を満たすものに限り）からの求めに応じて情報提供する。なお、譲渡会場情報は、当該場所の使用について権原を有する者より提供を受けたものとし、不適切と認める場合は、情報提供を停止又は拒否するものとする。

(報告)

第7条 実施した事業の結果に関しては、定例会議に報告するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は部会長が定める。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成29年4月17日から施行する。

別表（第2条関係）

公益社団法人 神戸市獣医師会
特定非営利活動法人 神戸猫ネット